

自 平成10年3月10日

至 平成10年3月17日

平成10年第3回

階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成10年第3回階上町議会定例会会議録 (第1号)

招集年月日	平成10年3月10日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時 及び宣告	開 会	平成10年3月10日 午前10時00分				議 長	前 田 常 男		
	散 会	平成10年3月10日 午前11時05分				議 長	前 田 常 男		
応(不応)招議員 及び出席並びに欠 席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵩 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○
会議録署名議員	8 番		嵩 守 瑞 穂			9 番		阿 部 敏 秋	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長		高 橋 信 一			総務課長補佐		中 村 豊 志	
	庶務係長		田 中 昇						
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	町 長		正部家 佑 介			助 役		中 村 禮 一 郎	
	収 入 役		伊 藤 昭 一 郎			教 育 長		大 釜 安 也	
	総 務 課 長		浜 谷 政 己			企 画 課 長		上 沢 寿 勝	
	税 務 課 長		松 橋 隆 巳			保 健 課 長		三 上 孝 八	
	農 林 課 長		浜 谷 義 勝			建 設 課 長		高 階 繁 雄	
	町 民 課 長		工 藤 靖 夫			水 産 商 工 課 長		桑 原 定 男	
	中央保育所長		池 田 隆			出 納 室 長		齊 藤 博 俊	
	教 育 次 長		渡 部 光 雄			学 務 課 長		渡 部 光 雄	
	社会教育課長		小 澤 勝			体 育 課 長		鳩 文 男	
	給食センター所長		林 貢			農委事務局長		中 城 功	
	診療所事務長		三 上 孝 八			企画課長補佐		澤 田 敏 男	
	代表監査委員		下 野 岩 男						

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会議の経過 -----

- 開会・議長
(前田常男君) ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成10年第3回階上町議会定例会を開会いたします。
- 開議・議長
(前田常男君) 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。
- 議長(前田常男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、
8番 嶋守瑞穂君、9番 阿部敏秋君、両君を指名いたします。
- 議長(前田常男君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間といたしたいと思
います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、会期は8日間と決しました。
- 議長(前田常男君) この際、議案第1号 階上町住宅用地管理等基金条例の制定についての
件から、議案第24号 町道路線の認定についての件までの24件を、一
括上程いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
- 議長(前田常男君) 階上町長 正部家佑介君
- 町長(正部家佑介君) 平成10年第3回階上町議会定例会を開催するにあたり、一言ごあいさ
つ申し上げます。
議員各位には、年度末ご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとう
ございます。

それでは、本定例会に提案しました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

議案第1号 階上町住宅用地管理等基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町が造成した住宅団地の管理等の費用及び住宅用地造成に関する費用に充てるための基金を設置するため、提案するものであります。

議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、選挙長等の日額報酬の額の改定及び条文整理のため、提案するものであります。

議案第3号 階上町特別職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の旅費の甲地方に係る宿泊料の額の改定及び条文整理のため、提案するものであります。

議案第4号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町職員等旅費に係る宿泊料等の改正及び条文整理のため提案するものであります。

議案第5号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町税条例の改正が必要となったため、提案するものであります。

議案第6号 階上町保育所設置条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、階上町保育所設置条例及び階上町保育所入所措置条例の改正が必要となったため、提案するものであります。

議案第7号 階上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、小舟渡児童館及び田代児童館の所在地番の条文整理のため、提案するものであります。

議案第 8 号 階上町簡易水道事業給水条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、階上町簡易水道事業給水条例の全部を改正するため、提案するものであります。

議案第 9 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の改正が必要となったため、提案するものであります。

議案第 10 号 平成 9 年度階上町一般会計補正予算第 8 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額から 26,999 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5,777,915 千円とするものであります。

それでは、第 1 表の歳入歳出予算補正の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。利子割交付金は、2,914 千円を減額補正いたしました。

分担金及び負担金は、老人福祉施設入所負担金 1,187 千円を追加補正しましたが、児童福祉費負担金 987 千円等を減額しましたので、増減合わせて 163 千円を追加補正するものであります。

使用料及び手数料は、町民プール使用料 1,364 千円等を追加計上しましたが、町営住宅使用料 241 千円等を減額しましたので、増減合わせて 1,324 千円を追加補正するものであります。

国庫支出金は、国民健康保険基盤安定費負担金 3,212 千円等を追加計上いたしました。児童福祉費負担金 5,073 千円、老人福祉費負担金 3,775 千円等を減額しましたので、増減合わせて 16,998 千円を減額補正するものであります。

県支出金は、中山間地域総合整備事業埋蔵文化財発掘委託金 2,200 千円等を追加計上しましたが、保健事業費負担金 2,488 千円、中山間地域総合整備事業委託金 11,132 千円を減額しましたので、増減合わせて 17,963 千円を減額補正するものであります。

財産収入は、不動産売り払い収入 12,353 千円等、増減合わせて 12,526 千円を追加補正するものであります。

諸収入は、山館前遺跡試掘調査委託金 18,600 千円の減額等増減合わせて 18,837 千円を減額補正するものであります。

町債については、事業の変更等により、増減合わせて 15,700 千円を追加補正するものであります。

次に歳出であります。今回の補正は、年度末における事務事業予算の精査による計数整理によるものが主であります。

総務費は、住宅用地造成事業特別会計繰出金 2, 137 千円等を追加計上しましたが、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金 5, 636 千円等の減額がありましたので、増減合わせて 13, 521 千円を減額補正するものであります。

民生費は、児童福祉扶助費 2, 657 千円、老人福祉扶助費 5, 991 千円、老人保健特別会計繰出金 2, 216 千円等の減額がありましたので増減合わせて 11, 518 千円を減額補正するものであります。

衛生費は、八戸リサイクルプラザ建設に係る調査計画設計委託料負担金 3, 376 千円等を追加計上しましたが、乳幼児医療給付費 2, 000 千円、検診委託料 4, 725 千円等を減額しましたので増減合わせて 11, 745 千円を減額補正するものであります。

労働費は、若年者雇用奨励費補助金 1, 800 千円等を減額補正するものであります。

農林水産業費は、中山間総合整備事業費 13, 281 千円、けやき造林事業補助金 1, 783 千円等の減額がありましたので、増減合わせて 20, 683 千円を減額補正するものであります。

土木費は、除雪作業委託料 27, 000 千円を追加計上しましたが、下水道基本計画策定業務委託料 4, 077 千円を減額しましたので、増減合わせて 25, 229 千円を追加補正するものであります。

教育費は、文化財保護費 10, 408 千円等を減額し、増減合わせて、33, 661 千円を減額補正するものであります。

諸支出金は、光のふるさと創造事業基金費に 42, 000 千円を積立てするものであります。

予備費は、336 千円を減額して、7, 603 千円とするものであります。

第 2 表、繰越明許費については、平成 9 年度において、補助金をうけたものの完成が困難になったものについて、平成 10 年度へ繰越しするものであります。

第 3 表、地方債補正については、ふるさと農道整備事業をはじめ、6 件の事業費に変更があったため、限度額を補正するものであります。

議案第 11 号 平成 9 年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 4 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額にそれぞれ10、613千円を追加し、歳入歳出予算の総額を953,314千円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

国庫支出金は、一般被保険者の医療費等が、当初見込額より大幅に伸びたために、国からの療養給付費負担金37,897千円を増額するものであります。

一方、療養給付費交付金は、退職被保険者の医療費が安定したため、33,226千円を減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費の退職被保険者等療養給付費19,240千円を減額し、一般被保険者高額療養費3,494千円を追加するものであります。

予備費は、26,583千円を追加計上するものであります。

議案第12号 平成9年度階上町老人保健特別会補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額から26,525千円を減額し、歳入歳出予算の総額を980,351千円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げますと、国庫支出金568千円、県支出金99千円、支払基金交付金24,942千円、医療諸費に向けた一般会計からの繰入金2,216千円を減額し、諸収入1,300千円を追加するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げますと、総務費に256千円を追加し、医療諸費に26,781千円を減額補正するものであります。

議案第13号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の額から208千円を減額し、歳入歳出予算の総額を328,694千円とするものであります。

歳入は、一般会計からの繰入金208千円を減額するものであります。

歳出については、旅費 208 千円を減額するものであります。

第 2 表 繰越明許費については、平成 10 年度に繰越し、排水処理施設工事を行なうものであります。

議案第 14 号 平成 9 年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入の補正であります。

使用料及び手数料として、水道使用料 140 千円、検査手数料 15 千円をそれぞれ減額し、一般会計から 155 千円を繰入れするものであります。

議案第 15 号 平成 9 年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額から 53,944 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 172,238 千円とするものであります。

まず歳入であります。財産収入は、財産売り払い収入 3,880 千円を減額補正するものであります。

繰入金は、一般会計から、2,137 千円を追加補正するものであります。

町債は、既定の事業費に変動がありましたので、52,200 千円を減額補正するものであります。

次に、歳出であります。住宅用地造成事業費は、50,094 千円を減額補正するものであります。

公債費は、一時借入金利子を減額補正するものであります。

第 2 表 地方債補正については、住宅用地造成事業費に変更が生じたので、地方債限度額を減額補正するものであります。

次に、平成 10 年度当初予算の編成にあたっての所信を申し述べさせていただきます。

国の行財政改革が進められているわけではありますが、このことにつきましては、わが町にあっても国同様で、特に財政運営にあたっては、健全財政を維持するため、歳入の的確な見込みと、歳出抑制を平成 9 年度以上におこなう必要があると思っております。

このような状況から、平成10年度の歳入にあたっては、町税の課税客体を、積極的に把握し、漏れのないように努力すると共に、全税目にわたっての収納率を、平成9年度より向上させることを目標といたしました。

国・県支出金、町債については、各事業を十分検討し、効果的な活用と適正な見込額を計上することにしました。

歳出にあたっては、町単独補助金等は、原則としてできるだけ削減し、今後、所期の目的に達したものの、効果の薄いと考えられるものについては廃止すること等を検討したいと思っております。

又、旅費、消耗品費、賄費については、極力節減することとし、特に、消耗品費、賄費については、要求額から10パーセント程度削減いたしました。

このように、歳出抑制には、積極的に努めましたが、予算執行に際しましても、厳しいチェックを行ない、予算の節減にこれまで以上に努めていきたいと思っております。

しかし、このように厳しい状況の中にあっても、町民の福祉向上、町勢発展のための予算につきましても、充分配慮いたしましたものであります

まず、窓口事務の効率化であります。できるだけ早く住民サービスを提供することを目的として、庁舎内に3年計画で、コンピューターを導入することにしました。

これによりまして、窓口事務の煩雑さは、かなり緩和されるものと思っております。

次に、福祉の充実であります。特別な医学的治療や、生活訓練のための身障者更生援護事業、すでに、現実化しつつあります高齢化社会を踏まえ、ホームヘルプ事業、老人デイサービス事業及び地域福祉ほのぼの交流事業等の福祉事業には、これまでも充実を図ってきたところであります。平成10年度におきましては、事務機構の改善をし、介護保険制度等を含めた福祉事業にこれまで以上に、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

又、福祉の充実に関わりがあります町民の健康づくりであります。平成10年度におきましても、予防接種、母子健康審査など各種検診等の受診率向上を図ることにより、病気の早期発見や事後指導体制の強化を図ることにしております。

さらに、保健事業につきましても、保健協力員など、各関係機関の協力を得ながら、一層の努力をするつもりであります。

次に、教育の充実であります。そのなかでも、学校施設の充実を特に図ってきたところであります。平成10年度は、その仕上げとして、老朽化した道仏小学校改築のための基本設計を委託することにしております

又、国際的視野を高めるため、平成10年度も引き続き小学生は県外研修、中学生及び町民の海外研修、さらに、語学力の向上をはかるため、語学指導外国青年招致事業は、契約期間終了に伴い、新しい指導者を迎え、継続していきます。

生涯学習については、家庭教育学級、青年教室、婦人学級、中央大学及び陶芸教室など、今日まで、それぞれ成果をあげてきたところでありますが、平成10年度は、基本計画に基づいた事業を展開することにより、町民が、積極的に参加できるものにしていききたいと、計画しているところであります。

又、東北地区市町村が、生涯学習推進に必要な共通課題について研修する、東北地区生涯学習推進大会を、当町で開催することとなっております。

文化遺産の調査保存については、平成10年度は、滝端遺跡調査ならびに小板橋遺跡調査を実施することにしております。

次に、産業活動の活性化であります。内外とも厳しい農業情勢の中にありまして、付加価値の高い農業経営を目指した農業振興を今後も図ってまいります。

平成9年度から、中山間地域の生活環境の改善を目的として、実施しております中山間地域総合整備事業については、平成10年度において、登山口周辺を整備するための用地買収等を行なうこととしております。

又、階上岳については、自然と調和を図りながら、道路や施設の整備を推進してまいります。

平成8年度に導入しました「ジンギスカンの里づくり」は、着々と整備をされてきておりますが、平成10年度は、つつじ祭りと合わせた行事とすること等、さらに、内容を充実していきたいと思っております。

あわせて、県内外に好評を得ております、妙丹柿を原料としたワインづくり、並びに販売についても積極的に推進することとしております。

水産業振興については、採る漁業から、つくり育てる漁業を目指して、ウニ、アワビ、アイナメ等の放流事業を実施してきておりますが、平成10年度におきましても、沿岸漁業施設の整備と増養殖技術の向上等によって生産性向上の推進に努めてまいります。

次に、生活環境の整備についてであります。現在整備中の大蛇地区漁業集落排水事業を、平成11年度供用開始にむけて進めているところでありまして、併せて公共下水道基本計画策定業務を、平成10年度においても引き続いて行なうこととしております。

又、ゴミの排出量は、人口増加に伴い、年々増加傾向にあり、これに係る経費もかなり増加しております。

今後は、このように増えつつけるゴミを減量し、さらに、限りある資源

を有効利用するため、リサイクル分別収集を徹底して、ゴミに対する住民意識の向上に取り組む必要があると思っております。

次に、均衡ある町づくりをすすめるという考え方から、西部地区に造成した住宅団地は、平成10年3月下旬頃から、分譲を開始したいと、こうう思っておりますが、今後、その販売状況を見て、第2次住宅団地造成を計画していきたいというふうに思っております。

最後に、消防防災対策につきましては、消防団の増設など、消防体制の強化と施設の充実を図ってまいりましたが、今後は、さらに、常備消防と連携を密にして、団員の教育と訓練を徹底し、さらには、防災に対する住民意識の高揚に努めるものであります。

それでは、以上の考えの基に、

議案第16号 平成10年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ、5,560,000千円と定めましたが、これは、対前年度比0.6パーセント、32,000千円の増となります。

それでは、第1表歳入歳出予算の主なるものについて、ご説明申し上げます。

まず、歳入であります。町税は、対前年度比2.8パーセント増の、870,402千円を計上したものであります。

地方交付税は、対前年度比4.7パーセント増の2,250,000千円を計上いたしました。

分担金及び負担金並びに国県支出金は、歳入歳出予算との関連において計上したものであります。

財産収入は、土地貸付料等4,782千円を計上いたしました。

繰入金は、減債基金繰入金から、公債費の元利償還金にむけて、30,991千円と、投資的経費に充当するための財源として、光のふるさと創造事業基金繰入金から180,000千円、及び土地開発基金繰入金から53,025千円を繰入れするものであります。

諸収入は、学校給食費保護者負担金83,533千円、住金鉱業残土堆積場設置事業遺跡発掘調査委託金62,900千円、及び広域事務組合衛生費分交付税再配分38,820千円を計上いたしました。

町債は、ふるさと林道整備事業債92,400千円、漁業集落環境整事

業債 86,800千円、及び道路整備事業債 225,000千円等の事業債等を歳入総額の10.8パーセントに当たる599,900千円を起すものであります。

次に、歳出であります。総務費に898,330千円を計上いたしました。

主なものとしては、徴税費に前納報奨金 9,889千円、企画費の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金 340,405千円、ふるさとにぎわい広場管理運営委託料 25,200千円、地方バス路線維持対策費補助金 10,390千円、及び電子計算機導入 8,250千円等であります。

民生費は、908,332千円を計上いたしました。

主なものとしては、社会福祉費の郡福祉事務組合負担金 21,139千円、心身障害者福祉費の重度心身障害者医療費等の扶助費に 76,320千円、児童福祉費では、保育園措置費等扶助費に、276,150千円、老人福祉費では、ホームヘルプサービス事業委託料、老人ディサービス事業等委託料 88,944千円、老人保護措置費等の扶助費に 157,048千円、老人保健特別会計繰出金 57,627千円、及び介護保険推進事業費 5,392千円等であります。

衛生費には、390,492千円を計上いたしました。

主なものとしては、保健衛生総務費の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金 57,360千円、母子保健事業費の乳幼児医療給付費に 12,032千円、保健事業費に各種検診に要する委託料として 38,052千円、環境衛生費にゴミ収集委託料 19,312千円、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金 30,975千円、合併処理浄化槽設置費補助金 24,699千円、及び診療所費に国民健康保健直診勘定繰出金 32,484千円等あります。

農林水産業費のうち、農林業費には、437,536千円を計上いたしました。

主なものとしましては、平成9年度より実施しております中山間地域総合整備事業費に 121,569千円、広域基幹林道開設事業費 26,627千円、ふるさと林道緊急整備事業費 102,750千円及び環境保全林整備事業費に階上岳整備計画策定委託料 14,247千円等あります。

一方、水産業費には、520,701千円を計上いたしました。

主なものとしましては、小舟渡漁港修築事業負担金 35,000千円、榊、道仏地区沿岸漁場整備事業負担金 6,500千円、アワビ稚貝、稚ウニ、アブラメ、ソイ育成放流事業補助金 7,637千円、大蛇漁港改修工

事費 123, 230 千円、及び漁業集落環境整備事業費 303, 065 千円等であります。

商工費には、企業誘致奨励金 7, 579 千円、及び文化観光立県宣言記念事業費 2, 499 千円等であります。

次の土木費には、769, 593 千円を計上いたしました。

主なものとしては、土木総務費に道路台帳補正委託料 13, 490 千円、県単独事業費負担金 6, 600 千円、道路維持費に除雪作業委託料 10, 000 千円、生活環境整備のための排水工事等、工事請負費に 103, 420 千円、道路新設改良工事関係費に 525, 819 千円及び都市計画費の公共下水道関係費に 28, 494 千円等であります。

消防費に 32, 871 千円を計上いたしました。

主なものとしましては、防火水槽工事関係費 5, 100 千円、消防用ホース購入費 2, 205 千円、及び防災無線音達調査委託料 1, 147 千円等であります。

教育費には、793, 400 千円を計上いたしました。

主なものとしましては、田代小・中学校組合負担金 20, 388 千円、学学校環境整備工事費 23, 724 千円、小学生国内・中学生海外研修費補助金 5, 149 千円、語学指導外国青年招致事業費 5, 900 千円、スクールカウンセラー活用調査研究事業費 2, 036 千円、社会教育費の東北地区生涯学習推進大会補助金 1, 500 千円、遺跡発掘調査事業費 83, 935 千円、及び保健体育費の町民プール管理費 25, 344 千円等であります。

公債費は、起債の元利償還に充てるため 652, 288 千円を計上し、予備費には、13, 822 千円を計上いたしました。

以上、申しあげました歳出予算につきましては、性質別に分類しますと義務的経費は、前年度比 2.6 パーセント増の 2, 214, 254 千円となり、予算総額に占める割合は、39.8 パーセントであります。

次に、投資的経費は、前年度比 14.8 パーセント減の 1, 489, 713 千円となり、予算総額に占める割合は 26.8 パーセントとなりました。

次に、物件費補修維持費等のその他の経費は、14.4 パーセント増の 1, 842, 211 千円となり、予算総額に占める割合は、33.1 パーセントとなりました。

第2表 債務負担行為については、平成10年度階上町若年者雇用奨励金を、平成11年度及び平成12年度にわたって、交付するものであります。

第3表 地方債については、減税補填をはじめ八戸圏域水道施設整備出資、中山間地域総合整備事業、漁業集落環境整備事業及び道路整備事業等合わせて599,900千円を起こす予定であります。

議案第17号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、ご説明申し上げます。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ940,967千円といたしました。

これは、前年度比で11パーセント、93,931千円の増となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

国民健康保険税は、予算総額の46.7パーセントの439,858千円で被保険者1世帯当たり、約191,575円、一人当たりでは、77,087円となります。

又、国庫支出金は、予算総額の37.1パーセントの349,044千円で、対前年度比24.6パーセントの増であります。これは、一般被保険者の医療費が前年度より大幅に伸びたために、国からの療養給付費負担金や財政調整交付金が増額されたものであります。

一方、療養給付費交付金は、退職被保険者に係るもので34,283千円で、対前年度比54.4パーセントの減であります。これは、退職被保険者の医療費が安定したためであります。

繰入金は、保険基盤安定制度や財政安定化支援事業、更には、財源不足を補うための財政調整基金など合わせて107,360千円で予算総額の11.4パーセントを占めております。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

保険給付費は、予算総額の73.6パーセントの692,746千円で、被保険者1世帯当たり301,718円、一人当たりでは、121,406円となります。

前年度に比較しますと、73,660千円、率では11.9パーセントの増となります。

老人保健拠出金は、予算総額の21.8パーセントの204,622千円で、対前年度比20.2パーセント増となり、これは、老人の加入者と老人医療費の伸びによるものであります。

予備費は、予算総額の1.3パーセントの、12,368千円を計上いたしました。

議案第18号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を70,863千円と決めました。

前年度当初予算と比較しますと、16.4パーセントで9,992千円の増となります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

診療収入は、総額の53.5パーセントの37,900千円、繰入金は45.8パーセントの32,484千円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費は、69.1パーセントの48,990千円、医業費は、24.2パーセントの17,121千円、公債費は、6.7パーセントの4,751千円を計上したものであります。

議案第19号 平成10年度階上町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,065,405千円と決めました。

前年度当初予算と比較しますと、8.3パーセント、82,088千円の増となっております。

老人医療費は、医療保険制度それぞれの拠出金と、国、県、町の負担で賄われておりますが、医療給付対象者の伸びとともに、医療費も増加しております。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

支払基金交付金は、予算総額の68.2パーセントの726,135千円、国庫支出金は、21.1パーセントの224,720千円、県支出金は、5.3パーセントの56,920千円、繰入金は、5.4パーセントの57,627千円であります。

歳出の主なものを申し上げますと、医療諸費は、予算総額の99.8パーセントと、ほとんどが医療費であります。

対象者一人当たりの年間医療費は、714,278円となります。

総務費は、0.2パーセントの2,656千円を計上いたしました。

議案第20号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ376,137千円と定めました。

歳入の主なものは、県支出金233,255千円、一般会計からの繰入金41,581千円、町債101,300千円を計上いたしました。

歳出の主なものは、一般経常費で、14,361千円、委託料に9,095千円、工事請負費に335,592千円、補償補填及び賠償金に4,500千円、公債費に11,589千円、予備費に1,000千円を計上いたしました。

第2表 地方債は、漁業集落環境整備事業のうち、下水道事業101,300千円を起こす予定であります。

議案第21号 平成10年度階上町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10,457千円と定めました。

前年度当初予算と比較しますと、5,585千円、114.6パーセントの増となりました。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

水道使用料等の使用料及び手数料は、予算総額の42.1パーセントで4,397千円、一般会計からの繰入金は、57.9パーセントの6,058千円を計上いたしました。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

簡易水道竣工図面作成委託料等の総務費は、予算総額の44パーセントの4,599千円、分水料等の水道施設費は、55.1パーセントの5,758千円、予備費は、0.9パーセントの100千円を計上いたしました。

議案第22号 平成10年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ191,311千円と定めました。

歳入についてご説明申し上げます。

財産収入に191,309千円を計上いたしました。

次に歳出であります。総務費は防犯灯設置工事費2,180千円、モニュメント設置工事費4,000千円及び住宅用地管理等基金積立金9,000千円等であります。

公債費は、起債の元利償還に充てるため、173,223千円を計上し予備費には、394千円を計上いたしました。

議案第23号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、保健課の名称を保健福祉課とするためと、事務分掌の一部を整備するため提案するものであります。

議案第24号 町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法第8条第1項の規定による町道として、猿引・正部家前線など三路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましての、ご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（前田常男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

おはかりいたします。

議事の都合により、明3月11日、1日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月11日、1日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、3月12日午前10時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前11時05分）

平成10年第3回階上町議会定例会会議録 (第2号)

招集年月日	平成10年3月10日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 会	平成10年3月12日 午前10時00分				議 長	前 田 常 男		
及び宣告	散 会	平成10年3月12日 午前11時28分				議 長	前 田 常 男		
応(不応)招議員 及び出席並びに欠 席議員 棚 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	松 森 高	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○
会議録署名議員	8 番		嵐 守 瑞 穂			9 番		阿 部 敏 秋	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長		高 橋 信 一			総務課長補佐		中 村 豊 志	
	庶務係長		田 中 昇						
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	町 長		正部家 佑 介			助 役		中 村 禮 一 郎	
	収 入 役		伊 藤 昭 一 郎			教 育 長		大 釜 安 也	
	総 務 課 長		浜 谷 政 己			企 画 課 長		上 沢 寿 勝	
	税 務 課 長		松 橋 隆 巳			保 健 課 長		三 上 孝 八	
	農 林 課 長		浜 谷 義 勝			建 設 課 長		高 階 繁 雄	
	町 民 課 長		工 藤 靖 夫			水 産 商 工 課 長		桑 原 定 男	
	中央保育所長		池 田 隆			出 納 室 長		齊 藤 博 俊	
	教 育 次 長		渡 部 光 雄			学 務 課 長		渡 部 光 雄	
	社会教育課長		小 澤 勝			体 育 課 長		鳩 文 男	
	給食センター所長		林 貢			農委事務局長		中 城 功	
	診療所事務長		三 上 孝 八			企画課長補佐		澤 田 敏 男	
	代表監査委員		下 野 岩 男						

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

..... 会議の経過

開議・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(前田
常男君)

日程第1、一般質問を行ないます。
質問の通告がありますので、発言を許します。
3番 畑中弘實君。

3番(畑中
弘實君)

ハイ、3番 畑中弘實。
一般質問をいたします。

まず第1は、階上町総合運動公園整備事業についてであります。

長野冬季オリンピックでの日本選手の大活躍、今、開催中のパラリンピックで、ハンディを乗り越えての競技と活躍、その美しい涙と笑顔には、国民に感動と、子供たちには、大きな夢を与えてくれました。

選手諸君が、血のにじむような努力をし、技を競いあい、勝者、敗者、共々感涙する姿こそ、スポーツの持つ素晴らしさと改めて感じ入った次第であります。

さて、スポーツは、心身の健康保持、増進やリフレッシュを図る上で、極めて重要であると考えます。

特に、余暇時間の増加や高齢化人口の増大などにより、スポーツ、レクリエーションに対する需要は、年々高まっており、多くの町民は、その施設整備の早期完成を待ち望んでいるのであります。

すでに、ご案内のように、総合運動公園整備事業は、正部家町長の選挙公約であり、その公約を実現するため、手掛けた事業であります。

施設内容、並びに用地選定については、多くの方々の意見をもとに、基本計画が策定されたのであります。事業着手して6年を迎えた今日、町民からは、この計画に対し、色々の意見が、出始めております。

私は、正部家町長就任時、体育指導委員長であったことから、用地選定委員に選ばれ、山館前については、一部委員から異議のあったことも承知しております。

そして、その後、私は、運動公園計画審議会委員の一員となり、年次計画等についての説明を受けたのでありますが。

その際、公園面積が10ヘクタールから15ヘクタールになっていたことを、今でも、鮮明に記憶しております。

このような経過のもと、この公園が整備され、今日に至っているわけですが、いずれにしましても、この公園は、野球、陸上競技、テニス以前は、スケート、プール、相撲など、楽園を思わせる計画であっただけに、多くの町民が、その整備に大きな関心を持っている折り、最近になって、公園計画内に遺跡が存在することが判明、その整備がどのようなか、危惧しているのであります。

ついては、これらのことについて伺って参ります

第1は、公園計画内に山館前遺跡が存在することについてであります。

ご案内のように、遺跡が存在する場所を開発する場合、発掘調査し、許可を得た上でなければ、工事には入れないのであります。

そこで、公園計画隣地に遺跡が存在することは、わかっているわけですから、当初からそのことを予想し得なかったか。

また、遺跡調査により、公園整備計画が遅れるということになれば、誠に残念に思い、所見を求めるとともに、調査には何年を要するかも、併せてご答弁願います。

第2には、平成9年度も、間もなく終了しますが、これまでの事業総額をお伺いしたいのであります。

なお、運動公園工事のなかには、立木補償、敷地借上料、遺跡調査費などのほか、関連工事として、道路用地買収、工事費等、多数ありますのでそれらを含めた総額を明示願います。

第3には、完成までの整備事業費についてであります。

当初、計画の平成13年度完成の場合の総事業費は、約2,850,000千円でありましたが、遺跡調査により、完成年度が遅れた場合、総事業費がかわらないのか。

また、その建設財源内訳についても、お伺いいたします。

第4には、今後の年次計画についてであります。

遺跡調査がはいつたことにより、2年遅れの平成15年には、完成する

と理解していたのであります。

また、平成10年から平成15年までのスケジュールについても、お伺いいたします。

次に、幸せの黄色いハンカチ事業についてであります。

農業は、国土形成の基軸であります。

しかし、戦後、我が国の大きな進展の中で、農地は減少し、また、その後継者及び嫁不足は、深刻度を増しております。

せっかく、息子が後を継ぐことになっても、今度は嫁の来てがないという問題は、全国的な共通の悩みであります。

発展著しい階上町においても、職業を問わず、平成7年12月現在25歳から50歳までの独身者が、1,034名と報告されております。

少子、高齢化社会、また、女性の高学歴化、社会進出等の中で、女性の結婚観が大きく変わっており、今後も嫁不足は、解消しそうでない現状であります。

もとより結婚は、個人の問題であり、行政が関わるには限界がありますが、しかし、潤いと安らぎのある町建設のため、行政で出来る範囲で、嫁不足解消のための手助けをしてあげることも大事でなかろうかと、私は考えます。

このようなことを踏まえ、当町においては、平成7年から、幸せの黄色いハンカチ事業を起こし、キャッチ・ユアハートの会事業を支援、農業体験、ぶどう狩り、ボーリング大会等を通じた出会いの場などが設定されてきましたが、しかし、その参加者は少なく、また、これまでの実績はほとんどない状況と伺っております。

については、このような諸状況を踏まえ、以下、提言も含めお伺いいたします。

まず第1は、幸せの黄色いハンカチ事業の活動内容と、その実績をお願いいたします。

第2は、平成10年度の計画は、どのようになっているか。

第3は、国際結婚促進について、私見を申し上げ、これに対する所見を求めます。

ご案内のように、国際交流は、年々高まりを見せております。町村においても、外国との姉妹友好都市締結など盛んであります。

交流を通じ、風俗、習慣、文化を理解し合い、そして、お互いが産業の

振興を図ることは、国際社会のなかで、必要不可欠になってきております。

当面は、東南アジアの青年を農業研修等に招き、当町との青年と交流を深めさせる等の方策をとることが、一石二鳥の施策になると考えるのであります。

すでに、田子町など多くの町村では、中国等から農業研修生を受け入れ、そこで若い者同志が愛を育み、カップル誕生をみていることなどは、国際交流に花を添えるものと、私はこれを歓迎するものであります。

また、国際結婚促進については、日中友好協会が、友好事業の一環として、中国の花嫁を迎える運動を展開しておりますが、このような情報も何らかの形で流せないものかと考えますが、これらに対する所見も併せて求めます。

新たな出会いは、新たな交流を育むと思えます。

新たな交流の芽は、新たな可能性を開花させると思えます。

どうか、国際交流を通じて、人的交流はもとより、産業・文化の進展が図られる施策を、是非、実現するよう念願し、壇上からの質問を終わります。

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部家佑介君）

畑中議員の質問にお答えをいたします。

まず、総合運動公園の整備事業についてであります。

畑中議員の言われました冒頭の部分については、スポーツの大事さ等、まったく、同感でありまして、そういう意味で、この計画を進めてきたわけであります。

その経過含めて、考え方をお話をしたいと、こう思いますが。

現在地は、平成2年8月に用地選定委員会の方々の、慎重な審議によって、選定をしていただき、そして、平成2年10月25日、階上町総合運動公園計画審議会の審議を経て決定をした場所だということであります。

ご承知のように、畑中議員その者も、体育関係者として、さきほどのご発言の中にもあったわけですが、用地選定委員あるいは、審議会の委員としてご尽力をいただいたわけであります。

そういう経過を受けて、場所の選定が行なわれたことでもあります。

この委員会、審議会それぞれ40名、30名という各階各層から選定した委員によって慎重な審議をいただいたというふうに思っております。

当時、この場所につきましては、埋蔵文化財の包蔵地という言葉なんだそうですが、包蔵地として登録されていなかったわけでありまして、また、審議の過程で、選定を含めてのことですが、審議の過程で委員の方からも、遺跡というふうなお話は出ていなかったと、いうふうに記憶しております。

そのために、平成3年度に現地測量、基本計画の作成を行ないまして、平成4年度から着工して来たということではありますが、平成5年度の造成工事の際に、土器のかけらが出土した、ということで平成6年5月に県の文化課に調査を依頼し、遺跡であることが確認されて、はじめて山館前遺跡として登録をされた。

そこで、発掘調査が、必要となったものであります。

そういう経過を踏んで来た。この経過をお話したわけですが、また、調査に何年かかるのかということではありますが、およそ14、5年かかるのではないかと、いうふうに予想をしております。

これは、金と人との問題でありますから、この年限というのは、動き得るということですが、現在のペースでやっていきますと14、5年かかることが予想されます。

また、調査の費用については、3億円から4億円は必要だと思っております。調査の前には、小規模な範囲を期待というか願っておりましたが、このように、大規模な調査が必要となったというようなことで、現在地を整備して行くためには、相当な期間と費用がかかる状況というふうになりました。

ご承知のように、今、三内丸山遺跡等が出まして、また、文化財に対する関心も高まっているというふうなこと、勿論、私としても文化遺産を大事にして行くということは、必要なことでもありますし、重要なことだというふうな認識を持ってるわけであります。

そういった中で、このような状況を踏まえて、慎重に今後の方針を、町民の方々、あるいは議会、そして関係者のご意見を聞きまして、その後の方針を定めていきたい、いうふうなことでもあります。

それと、これまでに要した総事業費は、総事業費は、関連道路等も含めて、350、000千円弱と、およそ350、000千円弱、関連道路を含めてということでもあります。

3番の総事業費2,850,000千円というふうなことで平成13年度完成の場合、総事業費は2,850,000千円でしたが、遅れた場合総事業費は変わらないのかというふうなことではありますが、これについては、3番、4番合わせてお答えをするということになるわけですが、さきほど、申し上げましたように、そのような状況ということで、慎重な検討をして、その後の方向を定めたい、いうふうに思っておりますし、当然、これは、何の事業でもそうですが、総事業費、遅れることによって増える

んではないかというふうなことであります。

これは、どの事業でもそうではありますが、この物価、今までは、ドンドン上がってくる一方であったわけですが、今は、物価という意味では安定しているわけですけれども、物価の変動によって当然これは、この事業に限らず、上下するというふうにご理解をいただきたい。いうふうに思います。

でありますから、平成10年から15年までの整備計画については、今後、ここをどうしていくのか、というふうなことを、でありますから、事業計画については、今後の問題、いうふうにお答えをしておきます。

その次に、黄色いハンカチであります。この件につきましては、重要性、大事さ、とういのは、畑中議員が言われますとおり、私もそういう認識で、大変、嫁不足という表現になるのか、どうかですが。

その配偶者、なかなかみつけれないというふうな状況、これをなんとか解消をしたいというふうなことで、取り組んできたわけですが、質問の幸せの黄色いハンカチ事業の第1点について、お答えをいたしますと、実績であります。活動内容実績であります。平成7年度におきまして、30歳以上独身男性と女性を調査しましたところ、男性で690数名、女性で230数名でありました。

これらを、できるだけ解消しようというふうなことで、この黄色いハンカチ委員会を設立し、幸せの黄色いハンカチ推進大会を開催するなど、広く町民にPRをし、理解を求めて来たところであります。

その後、キャチ・ユアハートの会ということで46名で設立し、ボーリング大会、スキーツアー等ふれ合いの場を設定し、活動をして来ました。

しかし、残念ながら、合意、結婚へと進んだカップルはなかったということでもあります。

しかしながら、結婚相談員のご努力によりまして、数組見合いまで進んだケースはあったということでもあります。ふれあい、交流、合意、結婚というふうな流れになるわけですが、結婚へとなりますと、当時者間及び回りの家族など、いろんなつながりが関係しているために、個人の問題というお話もありましたが、非常に、結婚は個人の問題という、お話もありますように、大変、難しい問題があります。

行政としては、ふれあい交流の機会をつくっていくこと、これが大事であると思っておりますし、行政の、いわば、この辺のところ、役割だろうというふうな認識を持っております。

また、質問の2点目ではありますが、この点につきましては、国際交流の大事なことについては、当然、時代がこういう時代ですから、国際交流の重要性については、畑中議員と、その認識は一緒なわけですが、ただ、国際結婚促進というふうな意味での国際交流ということにつきましては、いろんな考え方を否定するものではありませんが、この点については、

畑中議員と、いささかというのか、まったくといえいいのか、認識が、私自身は、違うと思っております。

そういう意味では、行政として国際結婚促進のため、という意味での国際交流ということは考えておりません。

そういうことですが、平成10年度のこれからの事業ということについては、これまでも、実施してきました、他町村との交流会を含めた、ふれあい交流の場の設定を積極的に進めていきたい。

また、県の事業で、これまで、青年の船というのがあました。

わが町からも、大分参加をしてきたわけでありましたが、目的は、もちろん研修であります、この青年の船で出会い、そして交流の中で結婚に至ったというふうなこともあったわけでありまして。

今、県で新しい事業として予定になっております、これは、仮称だと思っております、緑の船の洋上研修ということで、今まで、青年の船は、どちらかという、長い日数なものですから、なかなか参加、実際仕事を持っての方々が、長い期間、時間、日数を要するものですから、参加できない方もあったわけですが、もう少し参加しやすくしていただきたいということで、県の方に、去年の11月でしたか、知事のふれあい談議などでもご意見が出たわけでありまして。

そういう中で、なんとか参加しやすい形で洋上研修というふうなことをお願いしたいというふうな、お願いをしていただいておりますが、この緑の船が、実施する見通しとなってきたということで、これらに対しましても、町内から4、5名程度は出したいものだと、そういう中で、それが目的ではありませんが、結果として出会いがあって、交際があって、というようなことがあれば、幸いであろうと、いうふうに思っております。

そういったことで、総合運動公園並びに黄色いハンカチ事業の一般質問に対しての答えといたします。

議長（前田常男君）

3番 畑中弘實君。

3番（畑中弘實君）

私は、この遺跡について、予想しえなかったかということ、第1点でお伺いしたわけですが、隣には、山館遺跡、これは、昭和48年10月の調査で、一カ所は、中腹から裾にかけて、300メートルまた、長さ1キロというようなことで、30万平方メートルに遺跡があると、分かっているわけですね。

それと、もう1カ所には、裾の小高い大地に5,000平方メートルに竪穴住居跡が、50穴ぐらいあると標されております。

すぐ隣の山館前ですからですね。当然あると考えていいのではないかと、というようなことで、私は、予想しえなかったかと、伺っているところでご

ざいますが、これは、地元の方々は、分かっていたと、そういうことも伺っておりますし、これは、調査不足ではなかったのかなあと、私は思います。

当時、企画課長で、また、長く教育委員会におられました、中村助役さんにも、同じようなことを、予想しえなかったか、調査するあれは、なかったのかなあと、それもお伺いしますし、また、用地選定委員長でありました下野監査委員にも、同じようなことをお伺いしたいと思います。

総事業費につきましては、350,000千円弱というようなことでございますけれども、このなかには、前に1度、10ヘクタールで調査委託されたと思いますけれども、その費用も入っているのか、また、委員の報酬等、それから、他の公園の視察ということで行ってますので、それらの費用も含まれているのかも、また、お伺いしたいとこのように思います。

合わせて、敷地の借上料は、調査には14、5年かかるというようなことでございますが、今後、どのようになっていくのか、お伺いしたいと思います。

ふるさとにぎわい広場の敷地料は、値上げされておりますし、そのようなこともお伺いしたいと思います。

それから3番、4番については、合わせて答弁ということではございましたがですね。

町長は、前、桑原議員の一般質問に、2年遅れの平成15年には、完成すると、答弁されておりますし、また、12月の定例会、大下議員の一般質問、財源についての中で、運動公園の見直し論については、私は進める旨の答弁だったと、そのように解釈おります。

このように、14年から15年というようなことで遅れるとするならばですね、大変これは責任が重いと、このように私は考えますし、町民は、この運動公園の早い完成を期待しているわけですから、どうか、10年度でも、審議委員の報酬も予算化されておりますので、早い機会に、どうかご審議されるように、お願いいたします。

それと、黄色いハンカチ事業でございますけれども、これは、委員会の目的というか、それにはですね、一組でも多いカップルの誕生ということで、もちろん、キャッチ・ユアハートの会事業についてもそれらのことで事業を展開されてきたと思っております。

委員会の方々23名あるんですが、それらのことで青年たちの嫁不足解消のために、仲人活動は、随時、年間1組達成を目標にしておられるというようなことで、さきほど、何組かあったというようなことでございますけど、この黄色いハンカチ事業というのは、それらのことでやっていることだと、私は、理解しておりますけども、ただ、10年度の計画についてですね、これが、農林課から、社会教育課、これは、青年教室と一緒とい

うふうに理解、この前の答弁の方はよろしいのでしょうか。

これは、青年教室というのは、狙いの内容というのは、青年たちが自ら学習を習得し、人間形成を目指し、とありますよね。

それと、この黄色いハンカチ事業の所期の目的であります、青年たちの嫁不足解消につながるかというようなことを、私は考えますが。

これは、ある男性からお話を聞く機会がございましたけれども。

30過ぎたら、結婚観について、女性との差が大きくなってしまったとそして35過ぎたら、回りに男の友達も少なくなってきたと、40過ぎたら、だんだん回りに気を使うようになって、人前に出たくない。

そして、45を過ぎますと、もう、結婚については、ある程度あきらめ意欲がなくなるというようなことを、話しておりましたけれども。

社会教育課の方に移られましても、そのようなこと取り入れて活動していけるのか、いくようにしていただきたいと、これもお伺いしたいと思います。

国際結婚と申しますか、姉妹友好都市の締結ということと合わせて、町長さんは、国際結婚については、いささか、私の声とちがうというようなことをいわれましたけれどもですね。

少子高齢化社会の時代が、間もなくくるというようなこと、少子の原因は、一つには、花嫁の不足があると思いますし、このことを発表されました、合計特殊出生率が、平成8年 1.43に確定されたとあります。

また、日本女性7人に1人は、結婚を考えていないと、等これから結婚を考える男性にとっては、本当に厳しいと思いますけれども。

私が、国際結婚の道をと、いうのもですね、ある町内の方ですけれどもこれは、1人ではありませんが、70を過ぎたご夫婦なんです、息子に早く嫁がほしいと、先もあまり長くない、孫の顔が見たいと、そういうふうなことでですね、国際結婚の道も考えてほしいと、なんとか議会でも取り上げ、お願いしたいというようなことがあったわけでございます。

そこでその方がですね、国際結婚を進めている郡内の町村に足を運んでそこで、活躍をしている姿を見てきて、その結果、なんとかお願いしたいと、本当に真剣でございました。

私も、そのような声を含めてですね、お考えいただきたいなあと、こう思いまして、いろいろ資料も集めてみました。

山形県では、平成8年12月現在で、1,108名と、特に、2、3年前から、中国からの花嫁が増えているということでございますし、また、新潟県で取り入れている資料もありますし、それから、それらについてはですね、費用実費弁償についても、日中友好事業の資料等もありますのでですね、

町民にそういう、国際結婚についても考えていただきたいという声があるということも含めて、町長さん、お考えいただきたいと、このように思

います。よろしくお願ひします。

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部家佑介君）

畑中議員の再質問にお答えをいたします。

ポイントとなるところは、多分予想しえなかったかと、運動公園についてですが、予想しえなかったかと、言うことだろうと、こう思いますが、いずれ、さきほども申し上げましたように、いろんな角度から選定をしていただく、ご審議をしていただくというふうなことで、さまざまな方面から審議委員として参加していただいたということは、畑中議員もご承知なことでありまして、そういう中で、さっきも、お話ししましたように、各委員からもお話しがなかったのでありまして、山館遺跡ということは、承知していたわけですが、山館前遺跡ということについては、予想しえなかったと。

これは、三内丸山、あそこも野球場を作るまでいって、あれほどの大きな遺跡さえ、というふうなこともあったわけでありまして、専門の調査員も持っていない町村段階では、予想しえなかった、率直に、それは、予想しえなかったと、お話しするよりしようがありません。

また、黄色いハンカチの方の、いわゆる国際結婚ですか、私自身は、誤解があつてはいけませんのでお答えをしたいと思いますが、国際結婚そのものを否定するというつもりは、まったくありません。

国際結婚は、それこそ結婚は、個人のそれぞれの価値観、また考え方でなされるものでありますから、これについて否定するというふうなことでなくて、ただ、行政として国際結婚のために国際交流をやるんだというふうなことは、私自身は考えていない。

繰り返しになりますが、いろんな他町村を含めてであります、いろんな考え方はあるんだと、こう思いますが、これについては、ハンカチ委員会等におきましても、そういうご意見も紹介をされたり、ご意見もあるというふうなことで、紹介をされたり、したような記憶があるわけでありまして、これは、私の受け止め方としては、それほど、切実な問題としてあるんだなというふうなことで受け止めているわけでありまして、繰り返しになるわけですが、行政としましては、出会いの場をなるべく作っていく

そして、できるだけ、町内に限らず、広く、広い他町村含めて、県内、県外含めて、できれば、そういう青年交流の場、出会いの場を作っていければというふうな考え方は持っております。

答えになるかどうかであります。

このほか、それぞれ補足の説明は、各担当者からいたさせたいと、こう

思います。

議長（前田常男君）

ハイ、体育課長。

体育課長（鳩文男君）

総事業費に視察調査の時の旅費等が含まれているかという、ご質問でございますが、平成2年度にかかるものについては含まれてございません。

平成3年度の測量調査から、9年度までの合計額でございます。

それと、土地の借上げの今後の考え方については、今後、計画審議会等をつめた上で、今後の進め方がどうなっていくかによって、方向づけがなされた時点で、また、考えていかなければならないと考えています。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、社会教育課長。

社会教育課長（小澤勝君）

幸せの黄色いハンカチ事業の青年教室との関連で、お答えをいたします。この前の、全員協議会で、青年教室等ということでお話しをしましたが、青年教室と連動というような形で進める、当然、目的違いますので、一緒にするということにはできないと思います。

以上であります。

議長（前田常男君）

ハイ、助役、中村礼一郎君。

助役（中村礼一郎君）

お答えいたします。

平成2年、畑中議員さん、まだ、議員さんでない、私が、企画課長で、いろいろ、あちこち歩いて見たり、その用地を調査したりしましたが、さきほど、町長、申しあげましたように、確かに山館、上の方でございますが、山館の方には、いわゆる土器のかけらが、ちらほら出るというのは聞いてました。

ただ、ずっと下がって今の候補地について、まったく、多くのみなさんが行っていろいろなお話も伺いましたが、そういう遺跡のはなしは、まったくなかったし、私も社会教育経験しておりまして、そういうあれが、あるということは、まったく想像しておりませんでした。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、下野岩男君。

監査委員（下野岩男君）

当時、私も用地選定委員の委員長としてありましたが、結局、畑中さんも当時選定委員でございまして、なにを聞きたいということか、私、わかりませんが、あらかじめ、畑中さんも用地選定委員の委員でございましたので、なにかに分かると思いますが。

長い月日のことで用地選定委員は平成2年3月に設定したわけでございますけれども、その着工のことについては、審議委員会というものがあって、その審議委員会で着工は決まったと思いますので。

覚えているところは、このぐらいのものでございますので終わります。

議長（前田常男君）

畑中弘實君。

3番（畑中弘實君）

今、山館前遺跡については、予想しえなかったというようなことの答弁でございますけれども、以前、私も階上町には、遺跡が125カ所あるというようなことを伺っておりました。

昭和48年調査では、27カ所、6年調査では、73カ所というようなことでございますけれども、ただ、その125カ所についての資料というのは、今、役場には、関係の所にはないというように、私もいろいろ探してみたんですけど、ないということでした。

その当時、遺跡があるのではないかとというようなこと、役場庁舎内での話題にならなかったのかなあと。

それについて、知っている範囲内でお伺いしたいと思いますけれども。

それから、黄色いハンカチの方ですけど、これからも国際交流については、ご理解しているということでございますので、さきほどの町民からの声というのも、一つ意見としてお聞きしていただいて、進めていただきたいなあと、こう思います。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、町長。

町長（正部家佑介君）

その当時のことを振り返って、あったのか、なかったのかということですが、さきほどから申し上げますように、いろんな角度からご審議をいただきたい、そして、選定を含めて、ということで、各界、各層、各地域

から委員をお願いした。

その中には、体育関係者として、畑中議員も委員として、審議会にも、選定委員会にもなっていたというふうなことで、そういう意味で、その時、その際に、今のような意見を出していただければ良かったんだ、とこう思ってますが。

今、この段になって、この際、話しがあったのかなかったのかというふうなことではなくて、今後やっていくためには、非常に慎重な、そして、掘ってみないと、土の中のことでありますから、やって出た、予想はなんだ、というふうなことだと、樹木一本植えようとして掘れば、土器が出ればそこを調査しなければいけない、いうふうな、現在では、そうなっているわけありますから、そういう点を含めて、むしろ、今、畑中議員のお話しを、今後の進め方の参考にしていきたいということで、ご理解願いたい。そういうことであります。

議長（前田常男君）

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第2、議案第1号 階上町住宅用地管理等基金条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

ハイ、6番 桑原一夫君。

6番（桑原一夫君）

ハイ、6番、桑原。企画課長にお尋ねをいたします。2点でございます。

1点は、基金の額を9,000千円とした根拠とですね、もう一点は、基金の住宅団地の管理等の費用と、住宅用地造成に関する費用に充てると、管理等は分かるんですけども、住宅用地造成に関する費用に充てるというのは、具体的にどういうことを想定しているのか、この2点について、お尋ねをいたします。

議長（前田常男君）

ハイ、企画課長。

企画課長（上沢寿勝君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

この9,000千円につきましては、現在、売買した価格、それに伴う収益とその範囲内が9,000千円になったということでございます。

議長（前田常
男君）

次に、造成に関する費用、これは、今後、今回の造成に限らず、造成することを想定して、それに伴う費用がでた場合に、これに充てるということ等でございます。

いずれ、基金の額そのものには、その事業の過程において、いろいろ変動があるわけですが、とりあえず、今回の造成については、この範囲内で運営費等含めてできるのではないかとということでございました。

以上でございます。

ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号 階上町住宅用地管理等基金条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第23号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第23号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

17番 山田昭治君。

17番（山田昭治君）

17番、山田。改定については、賛成でございますが、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

投票立会人ということで、日額が前の条例で決められているのが10千円でございますが、現在、10,500円というように改正されるわけでございますけれども、これは、投票時間が延長されたということについて改正ということになるのでしょうか。

この点についてお尋ねしたいと思います。総務課長ですか。

議長（前田常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（浜谷政己君）

ただいまの、山田議員の質問にお答えいたします。

今回の改定につきましては、全体的な改正がされました。

さらに、同じ改正の法律の中で、投票管理者、投票立会人については、2度目の改正をしております。

額が、2度変わっております。これは、おっしゃるとおり時間が投票所においての時間が、2時間延長されるということでございます。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、山田昭治君。

17番（山田昭治君）

参考まででございますけれども、選挙のことの関連になると思いますので課長の方から、管理者の方から、お尋ねしたいと思います。選挙の投票

立会人、どこの地区でもそうですけども、投票立会人について、いままでどおり、悪いことではないんですが、この中にもう少し、若い方もそういう立会人に起用するような選定の仕方が非常にいいのではないかなあと、というのも投票率を上げる、そして、また、選挙というものの認識を上げるというようなことで、そういう考え方が必要ではないのかなあと、こう思いますので、参考までに、総務課長の方から、また、町長の方からも、そのの、私見ありましたら、どうぞお願いします。

議長（前田常男君）

総務課長。

総務課長（浜下政己君）

選管の事務局長という立場で、お答えさせていただきますが、ただいまのご意見を参考といたしたいと思っております。

議長（前田常男君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第5、議案第3号 階上町特別職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第6、議案第4号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号 階上町特別職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第4号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第8、議案第6号 階上町保育所設置条例等の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第9、議案第7号 階上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより議案第6号 階上町保育所設置条例等の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第7号 階上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号 階上町簡易水道事業給水条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより議案第8号 階上町簡易水道事業給水条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号 平成9年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

ハイ、11番 平戸茂雄君。

11番(平戸茂雄君)

ハイ、11番。関連で質問したいと思いますが、私の聞き違いかどうか、確認したいと思ひまして。

運動公園の問題なんです、さっき、畑中議員の質問に対して、遺跡調査が14、5年かかるということなのかどうか、その辺もう一度聞きたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

四十九ページの関連で質問します。

議長(前田常男君)

ハイ、体育課長。

体育課長(鳩文男君)

9年度の調査結果を踏まえて、全体、10万平方メートルを、考えると調査だけで14、5年かかるということになっております。

以上です。

議長(前田常男君)

ハイ、平戸茂雄君。

11番（平戸茂雄君）

ハイ、11番。そうしますと、町長さんにお伺いしたいと思いますが、調査に14、5年かかるということは、運動公園はどのようになるのか、あそこの場所に、あくまでもこだわるのか、それとも別な所に、運動公園をやる気持ちがあるのかないのか、その辺を、町長さんにお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（前田常男君）

ハイ、町長。

町長（正部家佑介君）

お答えをいたします。
先ほど、申し上げましたように、こういう状況を踏まえて、それこそ慎重に、どうすべきか、ということを検討させていただきたい、こういうことでございます。

議長（前田常男君）

ハイ、平戸茂雄君。

11番（平戸茂雄君）

ハイ、11番。慎重に検討するのはいいんですけども、運動公園が、つくるのかつくらないのか、はっきり答弁していただきたいと思います。

はっきり、お願いしたいと思います。つくるのかつくらないのか、15年かかるから、もう関係ないんだということなのか、はっきり、運動公園が、あれだけ町長さんが、たびある毎に、運動公園を必要だということであいさつの中でも、あいさつしてるわけですから。

あそこの場所がだめだったのなら、どっかへ、つくるのかつくらないのか、その辺をはっきりと、ご答弁いただきたいと思います。

議長（前田常男君）

ハイ、町長。

町長（正部家佑介君）

お答えをします。
繰り返しになるんだと、こう思いますが、今、先ほど畑中議員にお答えしたのと繰り返しになることではありますが。

こういう状況を踏まえて、いろんな角度から慎重に検討をしていきたい。こういうふうに、現時点では、そうお答えをしておきます。

議長（前田常男君）

平戸茂雄君の、本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に許します。

11番（平戸
茂雄君）

どうもありがとうございます。
町長さん、もう一度お願いします。
運動公園必要か、必要でないかお答えしていただきたいと思います。
今の時点で、必要と思っているのか、いないのか、あれだけ必要だとい
うことであれしてきたのに、今、慎重に考えるのは十分わかります。
現在、町長さん一日も早く、必要なのか、必要でないのか、つくる気持
ちがあるのかないのか、はっきりしてください。

議長（前田常
男君）

ハイ、町長。

町長（正部家
佑介君）

お答えをします。
運動公園が必要だという認識は、勿論、これは平戸さんも同じだと思
いますよ。
以前に、一般質問で、どんどんやってくださいというふうな趣旨の、ご
意見もあったように記憶しております。
これは町民、ただ、どういう規模で、どういう範囲で、どこにどうい
うふうなことについては、いろいろ議論があってきたことは、事実でありま
す。ただ、運動公園、スポーツ施設が必要だという認識については、ど
なたも、どなたもといえば言い過ぎですが、異論がないところだろう、こ
う思います。
ただ、進め方、作り方、これについては、それぞれ、ご意見があるわけ
でありますし、今、こういう状況を踏まえて、現時点ですよ、あの場所に
、このまま進めていくべきか、その辺も含めて、慎重に検討をしたい、こ
ういうことですから、現時点では、そうとしか申し上げられません。
以上であります。

議長（前田常
男君）

ほかに質疑はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

これより議案第10号 平成9年度階上町一般会計補正予算の件を採決
いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第13、議案第11号 平成9年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第14、議案第12号 平成9年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号 平成9年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第12号 平成9年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号 平成9年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号 平成9年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号 平成9年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号 平成9年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第24号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより議案第24号 町道路線の認定についての件を、採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明3月13日から3月16日までの4日間、休会いたします。

これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。

よって3月13日から3月16日まで、4日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、3月17日午前10時からといたします。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時28分)

平成10年第3回階上町議会定例会会議録 (第3号)

招集年月日	平成10年3月10日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時 及び宣告	開 会	平成10年3月17日 午前10時03分				議 長	前 田 常 男		
	閉 会	平成10年3月17日 午前11時38分				議 長	前 田 常 男		
応(不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員 別 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵩 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○	
会議録署名議員	8 番		嵩 守 瑞 穂			9 番		阿 部 敏 秋	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長		高 橋 信 一			総務課長補佐		中 村 豊 志	
	庶務係長		田 中 昇						
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	町 長		正部家 佑 介			助 役		中 村 禮 一 郎	
	収 入 役		伊 藤 昭 一 郎			教 育 長		大 釜 安 也	
	総 務 課 長		浜 谷 政 己			企 画 課 長		上 沢 寿 勝	
	税 務 課 長		松 橋 隆 巳			保 健 課 長		三 上 孝 八	
	農 林 課 長		浜 谷 義 勝			建 設 課 長		高 階 繁 雄	
	町 民 課 長		工 藤 靖 夫			水 産 商 工 課 長		桑 原 定 男	
	中央保育所長		池 田 隆			出 納 室 長		齊 藤 博 俊	
	教 育 次 長		渡 部 光 雄			学 務 課 長		渡 部 光 雄	
	社会教育課長		小 澤 勝			体 育 課 長		鳩 文 男	
	給食センター所長		林 貢			農委事務局長		中 城 功	
診療所事務長		三 上 孝 八			企画課長補佐		澤 田 敏 男		
代表監査委員		下 野 岩 男							

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会議の経過 -----

開議・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(前田
常男君)

日程第1、議案第16号 平成10年度階上町一般会計予算の件を議題
といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

ハイ、3番 畑中弘實君。

3番(畑中
弘實君)

ハイ、3番 畑中。建設課長にお伺いいたしますけれども、111ペー
ジ、土木費の中の区分15でございますけれども、改良工事461,320
千円、これは10日に、路線等についてご説明をいただきました。

継続事業と思われていました、大峠地内が予算化されておりませんが、
建設課でもお分かりのようにですね、この道路は、急な坂道の場所で、一
車線で見通しが悪く、又、90度のカーブということもありまして、冬に
は、雪が解けては凍りというようなことで、大変厚いアイスバーン状態に
なります。

そのようなことから、四駆でも登りきるには、見通しの悪い方から加速
しなければならないというようなことで、毎年、今年の冬も事故、トラブ
ルが発生している場所でございます。

いろいろ予算の都合等もあるかと思えますけれども、大きな人身事故等
のない、起こらないうちにですね、これも進めていただきたいと思います。

お願いも含めて、よろしくお願いします。

今後、お考えいただきたいと思います。

議長(前田
常男君)

ハイ、建設課長 高階繁雄君。

建設課長（高階
繁雄君）

ただいま、畑中議員のご質問に対して回答いたします。

大峠地内の件につきましては、地元住民、地権者の方々のご協力ありまして、ただいま、用地買収の方も大分順調に進んでございます。

この道路につきましては、八戸・大野線に接続している大峠地内の団地延長約350メートルあるわけですが、確かに、畑中議員申されました通り、幅員も狭く、急カーブもありますし、緊急時等におきましては、支障をきたす場所であることは、事実でございます。

現在、建設課の方に、各地区から要望されている箇所につきましては、今までで約50ヵ所ぐらいでございます。

その年で消化できれば、年々消化できればいいんですけども、現在の予算配分の中からはいいまして、到底無理な状況にあります。

それで、私の方としましては、その要望箇所の道路状況、交通量とか、利用量とか、損傷状況といろいろとあるわけですが、それらを勘案しながら、総合振興計画に基づくローリング、年次毎のローリング表を策定しておりまして、その事業の進捗状況等考え合わせるわけですが、なにぶんにも、査定された予算の範囲内での執行をしなければならないという状況でどうしても、先送りといえますか、それが生じるわけですが、それで全部が全部、その通りには実行できない状況であります。

又、補助対象となる場合には、1級町道あるいは2級町道等ということで限られてございます。

その他の道路については、単費で施工しなければならないという事情もございまして、いろいろ、各地区の方々には、要望通りにはいかないということで、大変、ご不便、ご迷惑おかけしているわけですが、そういった実情をご理解いただければ幸いと存じますので、今後は、できるだけその地区のバランスを考えながら、ご期待に沿えるように、予算の確保に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上をもって答弁にかえさせていただきます。

議長（前田
常男君）

ほかにありませんか。

ハイ、14番 荒道鶴造君。

14番（荒
道鶴造君）

ハイ、14番 荒道。

総務課長にお尋ねいたしますけれども、33ページの財産管理費の中の委託料のことでお伺いいたします。

委託料の中で、宿日直巡回委託料の4,461千円と、運転業務委託料3,573千円載っているわけですが、去年と、旧年度とは、運転委託料はなかったわけですが、又、宿日直の件も大分金額が少

なかったわけですが、今年度は、どういうわけか、内容を、説明をお願いします。

次に、49ページの企画総務費の中で、今回、旧役場の解体工事費が載っているわけですが。

この件は、旧役場を全部壊すものか、それと検討委員会が設けてあるわけですが、旧年度は、1回も委員会開かないで、減額になってますが、今回、また107千円もっているわけですが、今、この壊した後について、何んかやる予定があって壊すものか、その辺をお願いします。2点お願いします。

議長（前田常男君）

ハイ、総務課長 浜谷政己君。

総務課長（浜谷政己君）

荒道議員のご質問にお答えいたします。

宿日直の関係でございますけれども、これは業者に対する委託ということで、新しくなるわけでございます。

従来は、賃金で扱ってございまして、個人契約というふうな形をとってございましたが、非常にこの臨時職員の扱いというのが、厳しくなっております。このために、業者との委託契約が、最もベターというふうな考え方で進めたいと思っております。以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、企画課長。

企画課長（上沢寿勝君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

旧役場の解体工事につきましては、役場の部分と書庫の部分のみでございます。その他、旧議場等建物があるわけですが、中に物が入っていると、それを整理し次第、あの辺、順次、解体していきたいと、このように考えております。

今回、特に急いだといえますか、というのは、中学生がその辺、たばこなんか吸ってですね、火がその辺に燃え移ったりと、というようなこともありまして。

いずれ、中にはいらぬようには、工事をしておりますけれども、とりあえず、物が入っていない旧役場と書庫を、解体するということでございます。

今後につきましては、全部、解体終わった後、先ほど、お話のありました旧役場の利用等の検討委員会あるわけですが、その方々の意見を聞いてですね、今後の利用方法等については、考えていきたいと思っております。

いずれ、このことにつきましては、周辺の土地等の買収も、いろいろ検討したわけでございますけれども、単価、あるいは財政的な事情から、今後の利用等については、まだ、見通し等たっていないという状況ですが、いずれ、10年度中には、なんとか、今後の利用計画等については、検討してみたいと、このように考えております。

以上です。

議長（前田常男君）

ハイ、荒道鶴造君。

14番（荒道鶴造君）

今、総務課長が、委託と、ただ、委託することによって金額がオーバーするわけなんだけども、この辺について、私は納得、普通であれば、委託となれば安くなるのが、一般的なんだと思うんだけど。それと、今、運転業務については、回答得なかったけども、それについてお願いします。

今までやっていた人は、もう、今回はやめるということでしょうか。その辺と。

議長（前田常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（浜谷政己君）

今の委託をすると、金額がオーバーするということでございますけれども、長い目で見ますといいましょうか、そうしますと、これが一番ベターだという考え方を持っております。

それから、運転業務についても考え方としましては、職員の採用ということではなくて、こういうふうな形で、委託をしていきたいと思っております。

なお、それじゃ、賃金でそのまま使ったらどうかというお話になろうかと思えますけれども、これにつきましては、非常に地方公務員法等に抵触する部分もございまして、半年だけの契約というふうな形になりますし、非常に難しい面もございまして、ということでございます。

議長（前田常男君）

ハイ、荒道鶴造君。

14番（荒道鶴造君）

それでは最後に、総務課長に、この委託業者、庁内清掃委託料の会社と同じ会社になるか、その委託業者をお願いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（浜谷
政己君）

委託業者の件ですけれども、私ども、まだその段階ではございません。議会が通りましてから、準備の作業に入ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（前田
常男君）

ほかにありませんか。

ありませんか。

ハイ、17番 山田昭治君。

17番（山
田昭治君）

17番、山田。何点か、ご質問したいと思いますが、各課長さんをお願いいたします。

77ページになりますけれども、環境衛生費の中の賃金でございます。環境監視員ということで、593千円、昨年度より、いくらか増になっていますけれども、この方の仕事の内容、前にも聞いてはいるんですが、仕事をした結果、順調に環境整備事態が良くなっているのか、どうか、その内容を含めたところで、お願いしたいと思っております。

それから、中山間地域総合整備事業費でございます。

95ページから96ページにわたっていますが、この前の概要説明の中でも説明してもらいましたが、もう一度、大きい事業でもございますので、この内容について、お知らせを願いたい。こう思います。というのも公有財産購入費の中の用地買収費、そのほかに、中山間事業の負担金としてもらわれている金額について、それから、補償及び賠償金、立木補償、そしてどういうものが物件移転費になるのか、それについても説明願いたいと思っております。

次は、98ページになりますが、ふるさと林道緊急整備事業費になります。それで、委託料が54,500千円あがっているわけで、かなりまあ設計測量調査費でございますので、かなりの金額になると思っておりますが、その調査した結果に基づいて、工事請負費というのが、出てくると思っておりますが、それが、45,500千円というように出ていますので、その内容等をお願いしたいと思っております。

それから99ページになります。

環境保全林の整備事業費、階上岳の整備計画策定委託料ということで、予算あがっていますが、整備計画の内容をお知らせ願いたいと思います。

次は、道路維持費の問題でございますが、建設課の方でございます。109ページでございます。委託料の中で、町道維持補修委託料ということで、7,634千円、そして、110ページの中に工事請負費の中に、舗装維持補修工事の費用で、19,500千円というようにあがってますので、その内容をお尋ねしたいと思います。

それから、同じ110ページでございますが、排水工事等の内容、どの場所で、どこなのか、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、117ページでございますが、非常備消防費の中で、備品購入費の中に、副団長制服等ということで予算がもられておりますが、副団長の服を取り替えるのか、又、新しく作るのか、細かいことではございますが、理由をお願いします。

それから、給食センター費になりますけれども、142ページと143ページになります。

賃金のことでございますが、調理員の賃金が12,165千円、そして調理員派遣委託料ということが、7,938千円がもられているわけなんです。この調理賃金と、委託料はどのように違うのか、その中身を教えてくださいと、こう思います。

それから、もう1点は、総合運動公園整備事業費でございます。147ページになりますけれども、運動公園の管理委託料が780千円の委託料があるわけで、この仕事の内容は、どういう仕事をするのか、また、使用料及び賃借料の土地の借上料でございますが、1,650千円、9年度と同じ金額で上がっているわけですが、この借上料は、現在の公園部分の賃借料なのか、また、予定されている、計画に載っている運動場も含めた上の1,650千円なのか、そこをお知らせ願いたいと、このように思います。

以上、細かく数あるわけですが、どうぞ、よろしく内容をお知らせ願いたいと思います。

議長（前田
常男君）

ハイ、保健課長。

保健課長（三上孝八君）

山田議員の質問に対してお答えを申し上げたいと思います。監視員の賃金ということでございますけれども、これにつきましては、年間104日をお願いをしております。

主に、大きな地区は、元の防風林地区の工大から来る道路分を、主に監視をしていただいているということで、大学生は勿論のこと、一般の方々も、車で置いていく方がいると、そういうかたがたを、たまたま見受けると、おさえて指導するということが一つでございますけれども、あとは、毎月ですね、日誌を提出しております。出た日に、こういうことをやりました、あるいは、こういう指導をしたということで、その点を、町に報告していただいていると、その後で、われわれの方では、どうしても、業者が持って行けないものは、われわれの方の職員で、対処はしておりますけれども。その辺、捨てる状況を指導していただいていると、いう状況でございます。以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、農林課長。

農林課長（浜谷義勝君）

それではお答え申し上げます。最初に、中山間地域事業の内容でございます。これは、中山間地域の活性化を図るという観点で平成9年度スタートした総事業費16億円の事業でございます。

主なるものとしては、農道6路線、集落道3路線、農村公園2カ所、活性化施設等1棟建てるという内容が、中山間事業の内容でございます。

続きまして、公有財産の購入の中身でございますけれども、用買費として70,726千円もってございますけれども、その内、道路等の方につきましては、17,700千円、面積にして、15,890平米の買収でございます。

それから、もう一つの方は、先ほどいいました通り、中山間のふれあい交流施設ゾーンということで、54,900平米、53,025千円を買収するという場所でございます。

中山間の方の、ふれあい交流ゾーンの場所は、登山口の周辺でございます。

それから、次は、負担金でございますけれども、38,363千円計上してございますけれども、この中身は、事業費で276,900千円をやると、箇所につきましては、先般、説明しましたので、そのうちの12.5パーセントを町が負担するというところでございます。

第2点の、ふるさと林道でございますけれども、用地費に54,500千円計上してございます。

その内訳は、測量委託でございますけれども、延長2,300メートル、

幅員 8メートルの舗装工事をすると、それを、基準点測量、中心点測量をやると、工事の内容でございますけども、これは、約 170メートル、幅員 8メートルで工事するという内容でございます。

次は、第 3 点の環境保全林整備事業でございますけども、これは、平成 9 年度から、資源涵養保安林約 90ヘクタールの自然環境を整備すると、そして、森林の持つ機能を地域住民並びに多くの方から理解していただくということで、平成 9 年度スタートしたわけでございます。

整備の内容でございますけども、遊歩道 3カ所、東屋（あずまや）、植生、水源用地等々で約 6億でやるということで、今年度、約 80,000千円で大開から頂上までの遊歩道と、大開の植生改良をするという内容でございます。

それから、委託料の 14,247千円のことでございますけれども、先ほどいいました通り、約 90ヘクタールが環境保全林の整備区域としているわけでございます。

この内容の中に、地域そのものが、水源涵養保安林並びに保安林の網をかぶらなければならないということでございます。

現在、約 50ヘクタールが網をかぶっておりませんので、それらを新たに、保安林に指定すると同時に、先ほど来申し上げております、整備の中で、建て屋とか、駐車場、それらについて、今後、整備する区域については保安林から除外しておきたいということで、それらの測量等をするために 14,247千円計上したということでございます。

以上で、ございます。

議長（前田
常男君）

建設課長。

建設課長（高階
繁雄君）

それでは、道路維持費の委託料、町道維持補修委託料でございますけれども、7,634千円ですが、これは、町道の草刈りと、建設課は大きなダンプだけなもんですから、町道の細い所とか、どうしてもダンプが入れない場所があるもんですから、小型の 2トンダンプ等の借上げということで、業者に委託して、砂利敷きを行うということで、合わせて 7,634千円計上してございます。

次の工事請負費の排水工事ですが、この場所につきましては、45号線蒼前の邪宗門の所から、170メートル、工大通り、小林商店の通りなんですが、去年は、こちらから行きますと、左側の通りを、工事いたしましたんで、今度、右側の方の通りを 300メートル、同じく蒼前地内の、プール通りですね、町民プール通りを 300メートル、後は、駅前・鹿糠線ですが、これは、去年もやっておりますが、寅谷自動車の上の方ですが、100メートル、鳥屋部登山口バス停付近ですが、そこを 60メートル

、晴山沢・小松倉線、農協のたばこの育苗施設の下になるんですが、その暗渠2本ございまして、そこを12メートル、蒼前・下平線の横断ですが、これは、大渡・石鉢線と蒼前・下平線の交差点になりますが、そこを28メートル、これで、37,000千円ということでございます。

それから、舗装維持補修工事でございますが、19,500千円ですがこれは、耳ヶ吠・追越線100メートル、荒谷配水池の下の方になるかなと、その辺100メートルを予定してございます。

茨島下・蒼前線、昨年、ダイヤレックスの通りやりましたけれども、その続きを300メートル予定してございます。

新田・長久保線、長根集会所付近の上り坂付近ですが、こちらから登っていきまして右側の部分を100メートルやりたい。

大渡・東平線ですが、これは、キューピーの上がり口は、昨年やりましたが、その上の部分100メートルを予定してございまして、全部で、19,500千円。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（浜谷
政己君）

117ページの副団長の制服の関係でございますけれども、消防団の幹部につきましては、2年に一度の任期がございまして、これらの異動を想定して、予算を計上しておるものでございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、給食センター所長。

給食センター所長
（林貢君）

山田議員のご質問にお答え申し上げます。

給食センターは、平成9年度までは、調理員が7名で構成されていたのですが、平成10年の、今年の3月31日をもちまして、定年者が2人あるために、その残りの5名分の賃金が、7節の賃金に計上されているものであります。

また、定年退職によりまして、2名分の補充が必要となりましたが、これは、一昨年、0-157等の食中毒問題で大変騒がれておりまして、その調理の作業が膨大に増加してきております。

その辺も含めまして、1名増員して、計3名分の調理員派遣委託料として、ここに3名分を計上したものであります。

以上でお答えとしたいと思います。

議長（前田
常男君）

ハイ、体育課長。

体育課長（鳩文
男君）

運動公園の管理委託料の内容でございますけれども、芝刈り、年2回、除草剤の散布、樹木の剪定等に要する費用を計上してございます。

土地の借り上げ料についてであります、現在の公園部分か、全体計画分かということですが、全体計画分の予算を計上してございます。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ほかにありませんか。

15番 大下義雄君。

15番（大
下義雄君）

前段の質問者と重複するところがあると思いますが、そこは、各担当で重複部分は、省いた他の説明を加えていただければ幸いと思います。

今、荒道さんから、総務費の運転業務委託料の話が出たわけですが、これを、もう少し分かりやすく、ただ、ベターだろう、この措置の取り方がよかったらということではなくして、どういう趣旨のもとに、ここに分岐点を出して、今のような予算措置を講じたのかということ、今一步、砕いてください。

次の問題も78ページですね、これも保健の方に重複すると思いますが9目の13節で、作業員派遣委託料、141ページの給食センターの、今基本的な、課長から説明があった、2目13節の件なんです、これも山田さんと重複するわけですが、調理員の派遣委託料ですね。

これは、廃棄物も給食も共通して言えることは、昨年までは、賃金として予算化しておったわけですね。

この度は、派遣委託料というタイトルもってきたわけですが、この変更になっポイントといいますか、どういう構想で、こういうチェンジになった理由と申しますか、それを担当課長から説明してください。

それから荒道さんの説明にもあったように、何をターゲットに、どなたを目標にして委託をするのか、だいたい、めぼしがあると思いますが、できたら、業者名もここで、お聞かせ願えれば、幸いだと思います。

今一つは、今、該当した方々ばかりでなく、わが町にも、二十数名かな私より、専門家の方がご承知かと思いますが、臨時職員なるものが、概ねその前後いるわけですね、今回は、たまたま、二人とか三人とかその部署

によって、派遣委託料の名目で、予算措置を講じてるとは、今話された通りです。

あとの残ったのは、今回のように賃金でなくて、派遣委託料で、将来残った人も随時、そういうふうの方針を変えていくのかどうか、その辺も合わせて、ご回答願えればありがたいと思います。

議長（前田常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（浜谷政己君）

総務のことに限らず、一般的に臨時職員という考え方でございますけれども、これにつきましては、地方公務員法の22条の第5項にありますけれども、6カ月ということに限られております。

さらに、同一人であれば、あと6カ月は可能であるというふうなことになるっております。

しかしながら、現実問題としまして、継続して使用していかなければならない状況でございます。

よって今後は、委託というふうな方向に向かっていくと、いう考え方でないと、地方公務員法にも抵触するということになっておりますので。

これらにつきましても、様々、国、あるいは県の指導等もありまして、そういう方向に向けて行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、大下義雄君。

15番（大下義雄君）

今の総務課長のお話は、基本的には、分かったようなつもりなんです。その上で、また、お尋ねしたいと思います。

それは、分からないわけではないが、今回、新年度に気がついたことですか、今までは、そうやってきたではないですか、今までの臨時職員を、同一人の人をね、チェンジしようが、更新しようが、書き換えしようが、ある程度、そこをうまく調整取りながらですね、そういう制約のある中でね。

今回、どうも、ぼんと飛んだ、この趣旨はね、何がメリットになるのか、デメリットになるのか、その減り張りがね、先ほど、荒道さんの質問にも、これがベターだ、これが最良だという中身がね、ただ、それだけでは説明が不足なように感じられるわけですが。

こういう財政状況だから、財政を軽減すると、削減するんだと、その趣旨から言っても、委託した方が安上がりなんだということでは、明白だわけですがね。

前段にいいました制約の絡みも、承知の上で再度お尋ね申し上げます。
それから、総務課のあれは、まだ、予算通過してから、予算措置を講ずる
ということは当然のことなだけで、何か、誰か目指して、目途があって
計画して進んでいると思うが、どなたになるのか、委託業者が、受け皿を
受ける業者といますか、民間であるか、どなたであるか、それが先ほど
欠けたようですが、それをお願いします。

それから、総務課の業務委託料は、去年の実績を踏まえて、去年、勤務
した人を対象にしているわけですか、ここも一つ加えてください。

建設課にお尋ねします。

先ほど、畑中さんのご質問にもあったように、善処したいというご答弁
があったわけですが、重複するところは、ご回答は結構でございます。

道路維持費、あるいは新設改良費について、前者の質問以外のところを
全部とはいいませんが、大まかなところ、新設改良費の方は、いいとして
も、この109ページの1目の道路維持費、これの大雑把な箇所、それか
ら距離数、メーター、これだけご説明願いたいと思います。

それから、町長にお尋ねしたいと思いますが、今回に限らず、当初予算
に限らず、財布が豊富にあって、ばらまくような財政ではないことが、共
通した認識です。そういう中でご苦労なさっていると、一般的に、ご案内
のように17行政区あるわけなんです、それから、皆、切実な、地域、
集落、町内会から山ほど要望が上がってる筈ですよ。

これは、どれくらいの厚みになるのかわかりませんが、それから毎日に
らめっこして、何が優先度だか、どこが緊急性があるのか、何を尺度とし
ているのか、10年度に予算化した、このピックアップされたものが、そ
の辺が、どういう基本的な姿勢で、ここまで残ってきたのか、ハズレたも
のは、いつどういうふうに、今後、どういう理念に基づいて対処してい
くのか、その点を予め、そのご所見をうかがいたいと思います。

ピックアップされて、残ったものはいいんだけど、ここのリストに上が
ってこない、予算措置されないものは、ないわけでない、ある筈です。

こんなに、それを、どういうスケールに当ててハズレたか、上がったか
を、ここまで絞ってきたのか、この点をご回答お願いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（浜谷
政己君）

お答えいたします。

臨時職員の扱いにつきましては、非常に難しいということをお話しましたが、他町村の例につきましては、この臨時職員の扱いは、公社を、第三セクター、あるいは公社を作りまして、その公社から派遣されていると聞いております。

できれば、階上町においても、そういう方向で、将来は、いければなあと感じております。

次に、2点目の業者の関係でございますけれども、これにつきましては派遣業者、又は専門業者があるわけございまして、町内あるいは八戸市等の業者を選定しまして、財務規則に基づいて、これをやっていきたいと入札等によって、契約してやっていきたいと思っております。

それから、従前の職員はどうか、ということでございますけれども、一般的に、臨時職員については、不安定でございます、一カ月以上前に通告されまして、辞めていただくというふうなことになっております。

ただし、従来の職員をどうかということにつきましては、最大限考慮して、入札で取りました業者につきましては、最大限考慮して参りたいと思っております。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、建設課長。

建設課長（高階繁雄君）

ただいまの天下議員の、ご質問ですけれども、確認をいたしたいと思いますが、先ほど、道路維持費の委託料の、町道維持補修委託料の件のことについての内容でしょうか。

その辺、確認したいんですが。

ハイ、分かりました。

それでは、先ほど、回答いたしました部分を除きまして、工事請負費につきましては、薄層処理工事というのがございますが、これにつきましては、37,040千円、計上してございますが。

場所としましては、十文字地内、昨年延長ですが、350メートル。水落地内、これも昨年の延長ですが、340メートル。

東平・正部家線、これも昨年の続きでございますが、150メートル。

蒼前窪地内、これは、蒼前ヶ丘団地から町民プールに抜ける道路ですが500メートル。

榊地内165メートル。跨線橋通り線100メートル、蒼前31号線300メートル、蒼前35号線350メートルを、道路維持の薄層処理として予算計上してございます。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

大下議員の質問にお答えをいたします。

議案審議の中でのご質問、一般質問的質問でありますから、どうしても総論的になるわけですが、ご承知のように、各地区から沢山の、道路に限らず、いろんなご要望出ているわけでありまして、行政これでいいということはないのでありまして、総論的になりますが、みんなで我慢していただく、するところはしていただくと、いうふうなことになるんだと、こう思います。

いずれ、総論的にはなりますよ、なりますが、事業の緊急性、利用状況補助事業等、又、継続的であるかどうかというふうなこと、あるいは、用地の関係でご協力いただけるのかどうか、その辺のところ限られた予算の中でやっていくわけでありまして、ハズレたところをどうするのかというお話であります、限られた予算の中で、財政の状況を見ながらということになるんだと思います。

いずれにしましても、最終的には、総合的に判断をしていかざるを得ない、こういうふうにお答えをしておきます。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（浜谷
政己君）

お答えいたします。

臨時職員に、定年というのがあるかどうか別としまして、例えば、辞める職員がありまして、その都度、その方向に向けて参りたいと、こういうふうに思っております。

ただ、従来の職員につきましては、いつかの時点で、改善をして参りたいと、そういうふうに思っております。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

15番（大
下義雄君）

先ほどから、なぜ賃金に置き替えて、派遣委託料として、給食も、廃棄物も、課は違ってもそうなんだと、どこにいいことある、悪いことある、表現が適切でないかも分からないが、どこにスリム化があるのか、ただ、ベターだとか、ピンとこない。

切り換えた、派遣委託料という名目をもって、賃金から分岐点を出した

その理由はなんであるか、そこをもう少し砕いてください。

今いった、今日も働いていると思うが、これまで一カ年勤めたんでしょ。

その人を次年度も目標にして、運転業務委託料があると思うが、その辺が、どなたを指しているのか、その辺ではないのか、ということなんですよ。

繰り返しになるようですが、先ほどもいうように、ゴミ処理も、給食センターも、委託する先がね、どの辺なのか、一部には蒼前の天野さんという方が、噂といえばなんですが、そういう表現もありますがね、どうだということではない、その人がどういうスタイルのものか、こういうことに実績があるのか、体験があるのか、何ら支障を来さないのか、そういう人にもし、委託したとしてもね、その点を、もう少し、現場では、何んか天野さんがやるらしいと、処分場に対しても、その他も含めてね。

だから天野さんという人は、蒼前に住んでいるようですが、その人では成らんということではありませんが、そこをもっと、ガラス張りにして、予算通らないうちは、そっちまで入っていかれないということできなくて今、分かった分で、正直にお答えをお願いしたいということです。

それから、現場の声を、最近聞いたわけですが、雇用者に対して、一カ月前から伝言すれば、解雇の通知を申し上げれば、法的にいいんだと、そうすれば、職を辞する人にすれば逆なわけですね。

辞めたくない人は、辞めたいと思っていけばいいんだけど、この仕事を私でも出来ると、今まで通り継承したいと思っている人に対しては、不都合だわけですね。

こっちの都合で、あなたは解職なんですよと、臨時だからということであればね、その辺がどうもスカット、誠意を持ってお互いに話し合ってきたのかどうか、今日まで、年度変わり、変わるらしいんだけどね、だから、その人は誰であろうと誠意を持ってお互いに、職を辞された人にすれば、大変なことですよ。

その辺がどうも、ただ、辞めればいいんだ、新しい人に委嘱すればいいんだ、委託した人が好きなのをよこすんだと、こういうルールになってくると思うんだけど。

それでベターだとか、最良だとかいえない筈ですよ。

今まで、4年も5年も勤務した人を辞めさせて、その経過どうですか。私も最近聞いたんだけど、皆さん保健課でも、担当の総務課でも、今まで接触深めてきたと思うんだけど、本当のあなたの腹は、どうなんですか。と、ここを辞めざるを得なくなったと、こういう事情で、役場の都合によって、だから、ただ、投げられないから、次の仕事継ぎも、出来れば希望に沿った姿で持っていきたいと、できることは、応分に、ご協力申し上げますからと、いうことの誠意をお互いに、その上で、合意したのであれば

いいんだけど、なんか断片的に聞けば、その辺がそうでないように聞こえてくるんですね。

だから、もっとそこは、誠意を持って、仕事継ぎの方も、あるいは、いま、どなたになるのか分からないと、いいながらも、そっちの方に橋かけしてもいいでしょう。

橋かけして、継続した、新しい、新米が新しい職場にはいるよりも、今まで、5年もやってきた、手慣れた、効率のある人間を使った方が、最良でないですか。その方がベターだと思います。

その点どうぞ、再度お願いします。

議長（前田常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（浜谷政己君）

最初に、賃金での考え方でございますが、先ほど来申し上げます通り、賃金でいきますと6カ月、いうふうなことでしか採用できないわけでございます。

ですから、委託料をお願い、今後、順次委託料でやっていかなければならないという方向でいるわけでございます。

それから、今いる職員を簡単に辞めさせてと、いうふうな話でございますけれども、さらに考慮しなかったかというふうなことでございますけれども、これにつきましては、十分話し合いしまして、希望であれば、最大限に考えていきたいと、いうことでやっております。

この部分については、そのように申しております。

それから、天野さんという話もございますけれども、私は、まだ、そういうふうな予算いただきましてから、様々、やって参りたいと思っておりますので、この件については、業者の名前等につきましては、申し上げることではないかと思っております。

以上でございます。

議長（前田常男君）

大下義雄君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により、特に発言を許します。

15番（大下義雄君）

ご配慮ありがとうございます。

今、総務課長が言われた、善処していきます、誠意をもって話し合いに運んでいるというような、一口に言えば、そういうような表現なんです、先方の都合でなく、役場の都合でしょう。

先ほど来、冒頭からいっているように、賃金であった雇用人を、今、どっちの人を目当てにしているか、今度は委託して派遣業務の方に頼んだと

ということなんですよ。

だから、あんた方いららないんだと、辞めてくださいと。

表現が悪くても、結果は、現状はそうなんですよ。だから、その人にすれば、置き替えてみたら分かるでしょう、あなたも、首切られたらどうですか。

その点を、誠意を持って、当時者とよく相談して、次の仕事もあったら継いでやるとか、あるいは、受け皿となる業者がどなたかわかりませんがそれに、最優先的にその人を仲介してやるとかね。

何を話し合っているんですか。ただ、辞めていきなさいを話し合っているんですか。

そういう、誠意を持って、話の合意、形勢を作っていたきたいというのですよ、私は、それから、町長にも、先ほど、一般質問的な質問だと言われましたが、私も、その辺は、恐縮していますが、全然、種がないのに質疑していませんけれども。

ただいま、担当課長から説明ありましたその中で、町長さんは、毎日予算査定するにも、にらめっこしても、全部、頭の中に詰まっていると思いますが、現場も分かりませんし、今、メーター聞いた、どこ場所だということも、今聞かされて、あそこだな、ここだな、何メーターだな、ということはピンときませんが、ただその中で、幸か不幸か、この建設課長が説明なされた、十文字地内350メーター、これはあの辺にも、私の友人、知人がいるもんだから、そこから、間接的に聞いたら、これは町道ではないと、町道ではない所にテンプラ舗装するんだということであれば、先ほど、畑中さんも言ったように、言葉は悪いんだけど、ごしゃまんとおりでしょう、17地区から募った要望事項が、道路であろうと、川であろうとそういうものの、優先順位も飛び越えて、町道でない所に予算措置を講じるということは、どういうことですか。

全部だとは言いませんが、これは何十年前からなったのかわかりませんが、10何年かになりましょう。

古い話なんだけど、それが舗装もしていない、一部は町道に寄贈されて還元になってると、今、やろうとしているこの350メーターたるものは町道でないでないですか。

だったら、野積みほどある、倉庫に格納しきれないほどある、各地の要望がある中で、こういう所を予算措置するというのは、冒頭に言った、どこを基準として何を境にして、こうするのかなあということなんですよ。

そこが悪い良いでない、皆、団地化して、我々も同じ町民ですから、その事情をわかった上で、質問しているのですから、そこを配慮していただければ、人によりけりで、その場その場でこうだった、過去にもないことをやったから、こうだったでいけば、どこまでも、正直者がバカを見ると、いうことになりかねないでないですか。

道路に格上げされない所を、町道であるのを差し置いて、そういう所に予算措置するのは、いかがなものですかということをお尋ねしたいと思います。

その整合性ね、その所見をお聞かせください。

仮に例を取って見れば、これから団地化する、団地造成すれば、今、制約もきつくなってきたから、そういうことはないんだけど、一般例で、こういう時にやるのであればね、団地を造成して、道路をどう通しても、そこは、役場でやってくれるんだと、業者はやんなくてもいいんだと、宅地だけ何平米、何平米だと、升を切って買って下さいと、そして、逃げられても、そこを後始末しますか。

端的な言い方だが、そういう例も悪影響があるんですよ、後に。

だから、できることは、是正したり直したり、後を振り向いていただかなければ、大変なことだと思いますよ。

そういうのに、全部町民の声に耳を傾けて、吸い上げられればいいんですが、今言う通り、先のもも、あと廻っている時代に、なんでそういうのをやらなければならない。

その根拠ですか、何を尺度として、そういうことを吸い上げて、今日、予算化したのか。

その残ったものは、繰り返しになりますが、どういうふうにも崩していくか、処理していくか、いつもここに入っていると思いますから、その所見を伺って、限界がありますので、私の質問終わります。

議長（前田常男君）

ハイ、町長。

町長（正部家佑介君）

ほとんどが繰り返しになって、恐縮するわけですが、前段の臨時職員、あるいは委託の方についてお答えをいたしますと。

大下議員のお話、十分ご意見は、分かりましたので、様々な意味で配慮をいたさせます。

公務員法上の制約の中であるわけですから、委託の方向でと、できるだけそういうふうな方向で進めて参りたい。

ただ、さっき、お話のことについては、十分配慮いたさせますと、こういうことでお答えをしておきます。

その次の道路の方のことですが、大下議員のご意見は、やるな、やるなというふうに、私には聞こえるわけですが、そこに生活があるんだというふうなことでありまして、そういうふうなことで、簡易な舗装をするんだと、これは、そういうことで、現に、そこに生活があるんだと、これは、もう町民のご要望に応えるということは、決して悪いことではない。

議長（前田
常男君）

私は、そういうふうに思っております。
以上であります。

ほかにありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

これより議案第16号 平成10年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第2、議案第17号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から、日程第4、議案第19号 平成10年度階上町老人保健特別会計予算までの件、3件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

これより議案第17号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から、議案第19号 平成10年度階上町老人保健特別会計予算までの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第20号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第21号 平成10年度階上町簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成10年度階上町簡易水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第22号 平成10年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成10年度階上町住宅用地造成事業特別会計
予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第25号 工事請負契約について議会の議決を求めるの
件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

階上町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

本定例会に追加提案をお願いしましたところ、議会の方々のご理解を
いただきまして、ご審議をいただくわけではありますが、そのことに対しまし
てお礼を申し上げたい、こう思います。

それでは、議案第25号 工事請負契約について議会の議決を求める件
について、ご説明申し上げます。

本案は、大蛇漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設工事を施工するた
め、平成10年3月16日、株式会社田名部組外8業者により指名競争入
札を行った結果、議案書のとおり落札しましたので、議会の議決に付すべ
き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の
議決を求めるため提案するものであります。

以上、追加提出議案1件につきまして概要をご説明申し上げましたが、
審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員
等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決
くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（前田
常男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第25号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、決議案第1号 核兵器廃絶・平和自治体宣言に関する決議の
件を議題といたします。

提出者から決議案の朗読を求めます。

総務財政常任委員長 大下義雄君。

15番（大
下義雄君）

ハイ、15番。

核兵器廃絶・平和自治体宣言に関する決議

第二次世界大戦並びに太平洋戦争終戦50年を経た今日もなお、地球上
では、局地的な戦争や戦闘行為が続いており、核兵器使用の危険性も含め
て、戦争を過去のものとする状況は、いまだ生まれていない。

平和を希望する階上町議会は、あの忌まわしい戦禍を再び引き起こさな
いたためにも、日本国憲法の理念でもあり、人類共通の切実な念願である世
界の恒久平和を願って止みません。

そして、あらゆる国の核兵器の廃絶と世界の平和の実現を切望し、ここ
に、核兵器廃絶・平和自治体となることを宣言する。

右、決議する。

平成10年3月17日

階上町議会

議長（前田
常男君）

これをもって朗読を終わります。

これより決議案第1号 核兵器廃絶・平和自治体宣言に関する決議の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました決議書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よってそのとおり決しました。

おはかりいたします。

平成10年度における本議会議員の研修視察及び陳情等に対する旅行命令は、予算の範囲内において、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よってこの件については、議長に一任することに決しました。

おはかりいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第39条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は付託することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま付託されました件につき、委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決

しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

3月定例会閉会に当たりましてごあいさつ申し上げます。

去る10日招集の平成10年3月町議会定例会も、本日をもって閉会するわけではありますが、平成10年度の当初予算を含めまして、追加提案もございましたが、議案25件ご提出申し上げましたところ、全部の議案慎重に、ご審議をいただきまして、原案のとおり議決をいただきました、大変ありがたく思っております。

予算の執行に当たりましては、いつも申し上げることありますし、当然のことではあります。さらに、吟味して執行に当たりましては、やっていきたいと、いうふうに思っております。

また、審議の過程での、ご意見などそれぞれあったわけではありますが、できるだけ尊重していきたいと、いうふうに思っております。

いずれ、まもなく新年度を迎えるわけではありますが、この平成10年度も、一般質問にもありましたが、運動公園の問題、あるいは介護保険の導入など、福祉の充実、また、農協の再建についての支援など、様々な、重要な課題を抱えております。

議員の皆さんのご理解、そして、町民の方々のご理解をいただいて、今後とも取り組んでいきたいと、こう思いますので、よろしくお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（前田
常男君）

これにて平成10年第3回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

